

役 務 契 約 書 (案)

- 1 件 名 県庁舎ほか 13 地区合同庁舎ばい煙量等測定業務
2 履 行 場 所 盛岡市内丸 10-1 ほか
3 履 行 期 間 契約締結日翌日 から 令和 8 年 3 月 19 日まで
4 契 約 金 額 金_____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金_____円)
5 契 約 保 証 金 金_____円

(注) 契約保証を免除する場合は「免除」と記載すること。

岩手県(以下「発注者」という。)と_____ (以下「受注者」という。)とは、
上記の業務を履行することについて、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、契約書の条項に基づき、仕様書に従い、法令を順守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

(実施に関する指示)

第 2 条 発注者は、受注者に対して業務の実施に関し、作業への立会又は必要な事項を指示することができる。

2 受注者は、業務の実施に関し、必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(業務責任者)

第 3 条 受注者は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更としたときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、業務料の変更、履行期間の変更、業務料の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(契約保証金)

第 4 条 受注者は契約の締結と同時に、契約保証金として業務料の 10 分の 1 以上の額を発注者に納めなければならない。ただし、会計規則(平成 4 年岩手県規則第 21 号)第 112 条各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の免除を受けることができる。

(注) 会計規則の規定により契約保証金を免除する場合には、第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

(再委託等の禁止)

第 5 条 受注者は、この契約により生じる業務の全部を一括して、又はその主たる部分の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は主たる部分でない業務の一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合、又は信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 4 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 38 条第 2 項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

（業務の報告等）

第 6 条 受注者は、仕様書に従い、発注者に対して業務報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要と認める時は、受注者に対しての業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

（業務の内容の変更、中止等）

第 7 条 発注者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に書面により通知して、業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

- 2 前項の場合において、業務料又は履行期間を変更するときは、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

（履行期間の延長）

第 8 条 受注者は、その責めに帰することのできない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は前項による請求があった場合においては、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

（損害賠償）

第 9 条 業務の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害については発注者が負担する。

（完了報告及び検査）

第 10 条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに発注者に業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して 10 日以内に業務完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。
- 3 発注者は、前項の規定による検査により、業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを受注者に対して指示するものとする。
- 4 受注者は、補正を指示されたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(業務料の請求及び支払)

第 11 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、業務料の請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に業務料を支払うものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

第 12 条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間までに業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は受注者から違約金を徴収して、履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、業務料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき、年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。

(遅延利息)

第 13 条 発注者の責めに帰すべき事由により、約定期間内に業務料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払額に対して、年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、その額が 1 0 0 円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に 1 0 0 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(履行の追完請求)

第 14 条 発注者は、受注者が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、受注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、業務料の減額を請求することができる。

3 前 2 項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(発注者の催告解除権)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することが出来る。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定に基づき発注が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第 2 条若しくは第 10 条 3 項の規定による発注者の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(発注者の無催告解除権)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の締結若しくは業務の実施において、受注者に不正行為があったとき。

(2) 受注者が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。

(3) 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められ

るとき。

(4) 第 19 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下のこの号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再発注契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当り、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当するものを再業務契約又は資材原材料の購入契約その他相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 17 条 前 2 条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者はこれらの規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合の契約保証金）

第 18 条 第 15 条又は第 16 条の規定によりこの契約を解除したときは、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

2 前項の規定は、業務料の支払いがあった後においても適用するものとする。

（注） 会計規則の規定により契約保証金を免除する場合には、第 18 条第 1 項及び同条第 2 項を次のように改める。

第 18 条 削除

（受注者の催告解除権）

第 19 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の無催告解除権）

第 20 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 7 条の規定により設計図書を変更したため業務料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 7 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5 (履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 21 条 前 2 条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、これらの規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 15 条又は第 16 条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合 (第 16 条第 5 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。) において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

(注) 会計規則の規定により契約保証金を免除する場合には、第 22 条第 3 項を削除する。

(契約解除の場合における業務料の返還)

第 23 条 受注者は、第 15 条又は第 16 条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に業務料の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより、業務料を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により業務料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第 24 条 受注者は、第 15 条又は第 16 条の規定により契約を解除された場合において、第 22 条の違約金を超えた金額の損害が生じたときは、超えた金額を賠償しなければならない。

2 発注者は、第 19 条又は第 20 条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。

3 前2項の賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第 25 条 受注者は受注者又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合は発注者に報告し、及び警察に通報しなければならない。

(秘密の保持)

第 26 条 受注者の代表者又は使用人、従事者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第 27 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者が記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

岩手県

代表者

岩手県知事

達 増 拓 也

受注者